

はじめに

我が国においては急速に少子化が進行していますが、この少子化の急速な進行は、労働力人口の減少や税、社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。このような少子化の流れを変えるため、次代の我が国を担う世代の育成を社会全体で支援していくことが課題となっています。

特に、少子化の背景には、企業風土の問題や核家族化や都市化の進行等の要因により、仕事と家庭との両立の負担感が大きいことが指摘されています。仕事と家庭との両立の負担を軽減し、働きながら子どもを育てやすい環境を整備することは、労働者の福祉の増進を図る上で非常に重要な課題ですが、このような現状を踏まえると、次世代育成支援の観点からもまた、働きながら子どもを育てやすい環境を整備することの重要性が高まっていると言えます。

こうした中、仕事と家庭の両立支援対策を充実するために、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第160号）」が、平成16年12月1日に成立、平成16年12月8日に公布され、平成17年4月1日から施行されています。

この改正により、育児休業・介護休業の対象労働者が一定の範囲の期間雇用者に拡大されたほか、一定の場合の育児休業期間の延長、介護休業の要介護状態ごとの複数回取得が可能となり、また、子の看護休暇が取得できるようになりました。

このパンフレットでは、育児・介護休業法の概要を紹介します。

I この法律の目的

(第1条)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」といいます。）は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護をしやすいとするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としているものです。